

[DRAFT AS OF 2022.12.15, 11:29 pm US-EST]

米国の対中国輸出管理強化について

2022年12月8日(日本) / 12月7日(米国)

伊藤嘉秀

ワシントンD.C.事務所パートナー

+1 202 263 3490 yito@mayerbrown.com

<https://www.mayerbrown.com/en/people/i/ito-yoshihide?tab=overview>

本日の報告項目

- I. 背景・政策目的
- II. 米国の輸出管理規則 (EAR) について
- III. EAR改正の全体像
- IV. 各改正項目のポイント
- V. EAR違反に対する罰則等
- VI. EAR遵守対策
- VII. 質疑応答 (Q&A)

I. 背景 · 政策目的

背景・政策目的

【ポイント】

- 米国は、異なる価値観を有し、影響力の増大を図っている中国が、「軍民融合」戦略を推進することにより、米国の安全保障と外交政策に対する脅威となっていると認識。
- 米国は、中国の軍事力強化を含むあらゆる側面での影響力の増大に対処するため、包括的な国家安全保障戦略に基づき、各種対中国政策の推進に努めている。
- 2018年には、輸出管理改革法を制定し、中国を念頭に新興技術、基盤技術等の輸出管理強化を含む輸出面での基本政策を規定。
- 10月7日の輸出管理規則の改正は、この一環として、中国軍の活動を支えるAI技術に不可欠な先端半導体、半導体製造装置、スーパーコンピュータ等の中国への供給を閉ざすことを図ったもの。
- 米国は、対中国戦略的見地から、今後も他の分野での輸出管理強化を検討していくものと思われる。

A. 背景・政策目的

- 米中関係: 戦略的関与(strategic engagement) →
戦略的競争(strategic competition) →
戦略的敵対関係(strategic adversary)
- 異なる価値観を持ち、軍事力を強化している中国の影響力の強化に対する懸念
- 中国の軍民融合(military-civilian fusion)戦略等への対策
- より効果的な輸出管理を通じての対中国戦略推進の必要性
- 国家安全保障及び外交政策に対する中国の脅威に対処するもの

A. 背景・政策目的 (続き)

- 2018年8月 輸出管理改革法 (Export Control Reform Act: ECRA)が制定
新興技術 (emerging technologies)
基盤技術 (foundational technologies)
- 中国人民解放軍のAI技術を利用した軍事力の強化に懸念
- 極超音速ミサイル、独自の宇宙開発、等
- ECRAの施行のスピード早め、管理強化を求める声の高まり(特に、米議会などで)
- ロシアなども参加している多角的輸出管理スキームの枠組みの限界

II. 米国の輸出管理規則について

米国の輸出管理規則(EAR)について

【ポイント】

- 米国の輸出管理規則(EAR)は、一般に、「EAR対象品目」の輸出、再輸出、国内移転を管理(control)する規則。
- 「EAR対象品目」であれば、米国内外を問わず(したがって日本国内でも)、EARが適用される。(米国の域外適用法令の一つ。)
- EARでは、(日本国内でも)何らかの管理対象となる品目を掲載したリスト(CCL)で規定された諸条件に従い、輸出、再輸出、国内移転を行うことが義務付けられている。
- 管理の基準は、技術的特徴、仕向地・国、最終使用者(エンドユーザー)、最終用途(エンドユース)、など。
- 2022年10月7日のEAR改正は、上記のEARの様々な既存の管理基準を駆使して、先端半導体、半導体製造装置、スーパーコンピューターおよびそれらに関連するソフトウェア、部品や技術の中国向け輸出、再輸出、移転等を管理しようとするもの。

米輸出管理規則 (Export Administration Regulations)

「EAR対象品目(item subject to the EAR)」を基軸とする輸出管理

- 米国内の全ての「品目 (commodity, software, technology)」
- 米国原産の全ての品目(米国外の場所を問わず)
- 米国外で製造された産品で何らかの米国原産の輸出規制産品が組み込まれたもの、もしくは米国原産の規制対象となっているソフトウェアと一括となっているもの、外国で製造されたソフトウェアで米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアが混合されているもの、もしくは、外国産の技術で、米国原産の輸出対象となっている技術を含むもの [デミニミス(de minimis)・ルール]、
- 米国原産の技術もしくはソフトウェアを直接用いて外国で生産された製品(「直接製品」)、及び
- 米国原産の技術もしくはソフトウェアを直接用いた成果物として、米国外にある工場(plant)もしくはそのような工場の重要な部分で生産された特定産品。

米輸出管理規則 (EAR)

管理基準

- Commerce Control List (CCL)、
- 輸出管理分類番号Export Control Classification Number (ECCN)
- 最終仕向け地
- 最終用途(エンドユース)、最終使用者(エンドユーザー)、など。

III. 10月7日EAR改正の全体像

10月7日EAR改正の全体像

【ポイント】

- 10月7日のEAR改正は、輸出管理に関する既存の各種規定の枠組みを活用し、先端半導体、スーパーコンピュータ等先端半導体を利用したコンピュータ、半導体生産装置、関連ソフトウェア、技術等が中国へ流出することを防止しようとするもの。

10月7日EAR改正の全体像 対中国輸出管理強化のための主要な改正項目

主要なEAR改正項目の全体像:

- (1) 先端コンピューティング半導体(Advanced Computing Chips)の輸出管理、
- (2) 上記(1)を含むコンピュータ製品(Computer Commodities)の輸出管理、
- (3) 上記(1)もしくは(2)に関連する「ソフトウェア」及び「技術」の輸出管理、
- (4) 新たに管理対象となった先端コンピューティング特定品目に適用される「許可例外(License Exception)」規定、
- (5) 新たな「外国直接製品ルール(Foreign Direct Product Rule)」の追加、
- (6) スーパーコンピュータのエンドユース及びエンドユーザー管理、

10月7日EAR改正の全体像 対中国輸出管理強化のための主要な改正項目(続き)

主要なEAR改正項目の全体像(続き):

- (7) Entity List の改正、
- (8) 半導体製造に関連する輸出管理強化、
- (9) 半導体製造に関連するエンドユース管理、
- (10) 半導体製造に関連する許可申請の扱い、
- (11) (EAR対象外の品目が関与する)中国での先端半導体「開発」、「生産」等に資する「U.S. person」の活動管理、
- (12) 未検証者リストの改正及びEntity List 掲載要件の明確化。

IV. 各改正項目のポイント

先端コンピューティング半導体、それを含むコンピュータ製品、関連ソフトウェア及び技術の輸出管理

【ポイント】

- 先端コンピューティング半導体、それを含むコンピュータ製品、及びそれらに関連する「ソフトウェア」及び「技術」の対中国輸出管理を念頭に、新たな輸出管理分類番号 (3A090、4A090、4D090) がCCLに追加された。
- これらの追加管理品目の中国向け輸出、再輸出、国内移転には、BISの事前許可が義務付けられた。
- これらに関連する特定のEAR対象品目(技術)を、中国から輸出する場合にも、事前許可が義務付けられた。
- 既存のECCN(3A991、4A991)の改正により、特定の集積回路、それを含むコンピュータ、電子製品などの輸出管理が強化された。

先端コンピューティング半導体、それを含むコンピュータ製品、関連「ソフトウェア」および「技術」の輸出管理

先端コンピューティング半導体 (Advanced Computing Chips)、それを含むコンピュータ製品(Computer Commodities)、および、それに関連する「ソフトウェア」および「技術」の輸出管理のため、以下の新たな輸出管理分類番号(ECCN)がCCLに追加された。

3A090	特殊なハイパフォーマンスの集積回路(ICs)
4A090	コンピュータ、「電子部品(electronic assemblies)」および
4D090	ソフトウェア

特定先端コンピューティング関連品目の事前許可(License) 取得の義務化

特定の先端コンピューティング集積回路(advanced computing integrated circuits) および関連のコンピュータ (related computers) の中国向け輸出、再輸出および国内での移転には、地域の安定(regional stability: RS)を理由として、米商務省産業安全保障局(BIS)の事前許可(license)が必要となった。

特定先端コンピューティング関連品目の事前許可(License) 取得の義務化

また、中国から、以下に該当する特定の品目(技術)を、世界のいずれかの仕向け地に輸出する場合にも、事前許可が必要となった。

- ① 3A090用の3E001に該当する技術であって、かつ、
- ② EAR対象のソフトウェアの直接生産品(direct product)であり、かつ、
- ③ 特定のECCN品目の「生産」のための技術

低レベルのコンピューティング集積回路 (Lower-Level Computing ICs) およびそれを含むコンピュータ製品の輸出管理

- 既存のECCN 3A991の改正(3A991.pの追加)による特定の集積回路の輸出管理強化、および、
- 既存のECCN 4A994の改正(4A994.l の追加)による特定の3A991.pの集積回路を含むコンピュータ、電子組立品(electronic assemblies), CCLの他の箇所特定されていないコンポーネント(components not elsewhere specified)の輸出管理強化。
- 反テロリズム(AT)を政策目的・理由とする規制で、AT Column 1 にリストされている国(イラン、北朝鮮、シリア)向けの輸出、再輸出、国内移転には、事前許可が必要となる。

新たな先端コンピューティング管理品目に適用される 「許可例外 (License Exceptions)」

【ポイント】

- 「許可例外」とは、管理品目であっても、一定の条件を満たせば、例外的に許可申請手続きをとることが免除され、実質的にBISライセンスなしで輸出、再輸、移転が認められる手続き。
- 新たに追加された先端コンピューティング管理品目に対しては、「許可例外」の適用が制限され、ほとんどの中国向け輸出、再輸出、国内移転に際しては許可申請が義務付けられた。

新たな先端コンピューティング管理品目に適用される「許可例外 (License Exceptions)」

- 「許可例外(License Exceptions)」とはCCLにリストされているECCNの規定上、その輸出、再輸出、国内移転に事前許可(license)が必要とされている品目につき、一定の条件を満たす場合には、事前許可を例外的に不要とする規定。15 CFR Part 740.
- 今回のEAR改正により強化された特定品目(*)の中国向け輸出、再輸出、国内移転については、原則として、許可例外を利用することが認められない(したがって、事前許可が必要)との明示規定が追加された。
- 一定の条件の下で、許可例外が認められるのは、RPL(交換品)、GOV(政府機関用)、TSU(特定の技術・ソフトウェア)の許可例外の場合に限定されている。

(*) 輸出管理強化のために新たにECCNが設定された3A090、4A090 およびそれに関連する3D001、3E001、4D090、4E001 に規定されているソフトウェアおよび技術。

新たな「外国直接製品ルール(Foreign Direct Product Rule)」の追加

【ポイント】

- 外国直接製品(FDP)ルールとは、米国外で、EAR対象の特定「技術」もしくは「ソフトウェア」を用いて「直接」生産された製品もEAR対象品目となる条件を定めたEARの規定。(域外適用)
- 今回の改正では、Entity Listの FDPルール(Footnote 4)、先進コンピューティングFDPルール(advanced computing FDP rule)、および、スーパーコンピューターFDPルールの3種類のFDPルールが新たに追加された。
- これにより、特定の対象「直接製品」を特定のEntity List掲載者、エンドユーザー、国(中国を含む)、エンドユースに提供される場合には、当該直接製品は「EAR対象品目」となり、管理対象となった。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加

外国直接製品(FDP)ルール (全般)

「外国直接製品(Foreign-Direct Product: FDP)」 ルール全般 15 CFR 734.9.

米国外で、EAR対象品目を用いて、製品を生産する場合、通常そのような外国製品はEAR対象品目とはならない。

ただし、米国外で「生産」された品目であっても、以下のいずれかの条件を満たせば、EAR上「外国直接製品」としてEAR対象品目となり、輸出、再輸出、移転に際して管理対象となり得る。

- [EARで規定されている] 特定の「技術」もしくは「ソフトウェア」の「直接製品 (direct product)」である場合、または、
- 特定の「技術」もしくは「ソフトウェア」の「直接製品」であるプラント(plant)もしくはプラントの重要な「構成部分(major component)」にを用いて「生産」されたもの。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加

外国直接製品(FDP)ルール (全般)

「外国直接製品(Foreign-Direct Product: FDP)」ルール全般 (続き)

- 「直接製品(direct product)」とは、The immediate product (including processes and services) produced directly by the use of technology or software. を指す。15 CFR 772.1.
- 「生産 (production)」とはすべての生産段階を指す。

All production stages, such as: product engineering, manufacture, integration, assembly (mounting), inspection, testing, quality assurance.
15 CFR 772.1.

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 外国直接製品(FDP)ルール(全般)

- 日本国内またはその他の米国外の第三国で「生産」された「品目」であっても、FDPルールにより、「EAR対象品目」となる外国直接製品に該当すれば、EARの適用を受けるため、そのような外国直接製品の輸出、再輸出、移転に際しては、EARにより事前許可(ライセンス)をBISから取得すべきかどうか、検討する必要あり。
- 特に、EAR対象品目となっている技術、ソフトウェア、生産装置、テスト機器などを利用し、日本国内で製品を開発、設計、製造、テスト等している場合には、FDPルールにより、そのような製品がEAR対象とならないかどうか、なる場合には、関連の適用条件により管理対象とならないのか、チェックする必要あり。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加

脚注4 FDPルール

脚注4 FDPルール 15 CFR 734.9 (e).

外国生産品目(foreign-produced item)が、下記(1)の対象製品(Product Scope)に該当し、かつ、下記(2)のエンドユーザー範囲(End User Scope)に含まれる場合には、当該外国生産品目はFDPとして「EAR対象品目」となる。

(1) 対象製品(Product Scope):

- (A) EAR対象の「技術」もしくは「ソフトウェア」で特定のECCN(*)で管理対象に規定されているものの「直接製品」、または、
- (B) 外国生産品目が、特定のECCN(**)で規定されている米国原産の「技術」もしくは「ソフトウェア」の「直接製品」であるプラント(plant)もしくはプラントの重要な構成部分(major component of a plant)により生産されたもの。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 脚注4 FDPルール (続き)

脚注4 FDPルール 15 CFR 734.9 (e). (続き)

(*) ECCN 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D002, 5D991, 5E001, 5E002, or 5E991.

(**) ECCN 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D991, 5E001, 5E991, 5D002, or 5E002.

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 脚注4 FDPルール (続き)

脚注4 FDPルール 15 CFR 734.9 (e) (続き)

(2) エンドユーザー範囲(End user scope):

- (A) 外国生産品目が、Entity Listで脚注4の付された者により生産、購入、発注された、いずれかの部品(part)、構成部品(component)もしくは装置(equipment)に組み込まれるか、それらの「生産」もしくは「開発」に使用される場合、または
- (B) 脚注4の付された者が、外国生産品目が関与する何らかの取引の当事者となっている場合。例、購買者(purchaser)、中間荷受人(intermediate consignee)、最終荷受人(ultimate consignee)、エンドユーザーなどになっている場合。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 先端コンピューティングFDPルール

先端コンピューティング (advanced computing) FDPルール 15 CFR 734.9 (h).

外国生産品目が、下記(1)の対象製品(Product Scope)に該当し、かつ、下記(2)の仕向先(destination)の範囲(End User Scope)に含まれる場合には、当該外国生産品目はFDPとして「EAR対象品目」となる。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 先端コンピューティングFDPルール(続き)

(1) 対象製品 (Product Scope)

外国生産品目が、下記の(i)もしくは(ii)の条件を満たすものである場合。

(i) 外国生産品目が以下の(A)及び(B)の双方を満たすもの。

(A) EAR対象の「技術」もしくは「ソフトウェア」で特定のECCN(*)で管理対象に規定されているものの「直接製品」であって、かつ、

(B) 外国生産品目が、以下の何れかに該当するもの。

(*) 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D090, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D002, 5D991, 5E001, 5E991, or 5E002.

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 先端コンピューティングFDPルール(続き)

(B) 外国生産品目が、以下の何れかに該当するもの。

- ① ECCN 3A090, 3E001 (for 3A090), 4A090, もしくは 4E001 (for 4A090)
または、
- ② CCLのどこかで特定されており、ECCN 3A090 もしくは4A090で規定されている処理能力を満たす集積回路、コンピュータ、「電子組み立て品 (electronic assembly)」 もしくは「コンポーネント」。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 先端コンピューティングFDPルール(続き)

先端コンピューティング (advanced computing) FDPルール 15 CFR 734.9 (h)(続き)

(2) 仕向先(destination)またはエンドユースの範囲

外国生産品目が以下の何れかに該当することを承知している(there is knowledge) 場合。

- (i) 仕向け先が中国となっているもの、もしくは、中国向けのEAR99ではない部品、コンポーネント、コンピュータ、もしくは装置に組み込まれる、または、
- (ii) マスク、集積回路ウェーハ、もしくはダイス(?) (die) のために中国に本部がある組織が開発した技術。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 先端コンピューティングFDPルール(続き)

先端コンピューティング (advanced computing) FDPルール 15 CFR 734.9 (h)(続き)

(3) 認証 (certification)

商務省は、輸出者、再輸出者、移転者が、先端コンピューティングFDPルールを順守するための一環として、サプライヤーから、供給を受ける品目につき、上記(2)の(i)もしくは(ii)の何れかに該当するののかにつき確認をする認証を得ることを奨励している。

EARでは、認証のひな型を示している。Supplement No. 1 to Part 734.

<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-734/appendix-Supplement%20No.%201%20to%20Part%20734>

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 「スーパーコンピューター」 FDPルール

「スーパーコンピューター」 FDPルール 15 CFR 734.9 (i).

外国生産品目が、下記(1)の対象製品(Product Scope)に該当し、かつ、下記(2)の国及びエンドユースの範囲(country and end-use scope)に含まれる場合には、当該外国生産品目はFDPとして「EAR対象品目」となる。

(1) 対象製品 (Product Scope)

- (A) EAR対象の「技術」もしくは「ソフトウェア」で特定のECCN(*)で管理対象に規定されているものの「直接製品」、または、
- (B) 外国生産品目が、特定のECCN(**)で規定されている米国原産の「技術」もしくは「ソフトウェア」の「直接製品」であるプラント(plant)もしくはプラントの重要な構成部分(major component of a plant)で生産されたもの。

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 「スーパーコンピューター」 FDPルール (続き)

「スーパーコンピューター」 FDPルール 15 CFR 734.9 (i). (続き)

- (*) ECCN 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D991, 5E001, 5E991, 5D002, or 5E002.
- (**) ECCN 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D991, 5E001, 5E991, 5D002, or 5E002.

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 「スーパーコンピューター」 FDPルール (続き)

「スーパーコンピューター」 FDPルール 15 CFR 734.9 (i). (続き)

(2) 国及びエンドユースの範囲(country and end-use scope)

外国生産品目が以下の(i)もしくは(ii)の何れかに該当することを承知している (there is knowledge)場合。

- (i) 中国国内にある、もしくは中国を仕向け地とする、「スーパーコンピューター」の設計、「開発」、「生産」、操作(operation)、設置(installation)(現場での設置を含む)、保守(maintenance)、点検(checking)、修理、分解修理(overhaul)、もしくは改造(refurbishing)に使用される、または

新たな外国直接製品(FDP)ルールの追加 「スーパーコンピューター」 FDPルール (続き)

「スーパーコンピューター」 FDPルール 15 CFR 734.9 (i). (続き)

(2) 国及びエンドユースの範囲(country and end-use scope) (続き)

- (ii) 中国国内にある、もしくは中国を仕向け地とする、「スーパーコンピューター」のなかに組み込まれるか、「スーパーコンピューター」で使用される部品、コンポーネント、もしくは装置の「開発」もしくは「生産」に使用される。

「スーパーコンピューター」の定義 15 CFR 772.1.

A computing "system" having a collective maximum theoretical compute capacity of 100 or more double-precision (64-bit) petaflops or 200 or more single-precision (32-bit) petaflops within a 41,600 ft³ or smaller envelope.

「スーパーコンピュータ」のエンドユース及びエンドユーザー管理

【ポイント】

「スーパーコンピュータ」に関連する品目に関連し新たに定められたエンドユース規定では、CCLによる管理規定に加え、(1)スーパーコンピュータに関連する特定の対象製品(product scope)を輸出、再輸出、または同一国内で移転をしようとする者が、その時点において、(2)当該対象品目が特定のエンドユース範囲(end-use scope)で項目のいずれかに該当すると「承知している(have knowledge)」場合には、事前許可を得ることが義務付けられている。

「スーパーコンピューター」のエンドユースおよびエンドユーザー管理

「スーパーコンピューター」に関連する品目に関連し新たに定められたエンドユース規定(15 CFR 744.23)では、CCLによる管理規定に加え、スーパーコンピューター・エンドユース規定の項目(1)の対象品目・製品(product scope)を輸出、再輸出、または同一国内で移転をしようとする者が、輸出、再輸出、移転をする時点において、当該対象品目が同規定項目(2)のエンドユース範囲(end-use scope)で列挙された項目のいずれかに該当すると「承知している(have knowledge)」場合には、事前許可を得ることが義務付けられている。15 CFR 744.23.

Entity Listの改正

【ポイント】

- 脚注4のFDPルールを追加するためのEntity Listの改正により、すでにEntity Listに掲載されている28の中国内の組織が関与する取引については、「EAR対象品目」の範囲が拡大され、米国外でEAR対象の先端半導体、半導体製造装置などを使用して直接生産された品目に対しても、EARによりその輸出、再輸出、国内移転が管理対象となり、許可申請が必要となった。

Entity List の改正

- 2015年から2021年までの期間に、Entity Listに追加された28の中国内の組織に対する輸出管理強化のために、これらの中国組織向けの輸出については、新たなEntity List FDPルール(脚注4によるFDPルール)が適用されることとなった。
- 改正前のEntity Listでも、「EAR対象品目」をこれらの28の中国の組織向けに輸出、再輸出、同一国内移転をする際には、BISの事前許可が必要とされており、そのような基本条件は不変であるが、新たなEntity List FDPルール(脚注4によるDFPルール)(上述)が導入されたことにより、脚注4の対象となったこれらの28の中国国内組織については、「EAR対象品目」となる範囲が拡大された。
- これまで(第三国からの)一部の外国直接生産品の輸出、再輸出、移転等はEAR対象品目の範疇外となっていたものが、改正により、EAR対象品目に含まれることとなった。

半導体製造に関連する輸出管理強化

【ポイント】

- 今般のEAR改正では、半導体製造に関連する3つの側面(①ECCN 3B090の追加、②半導体製造関連エンドユース管理、③U.S. personの活動管理)で管理が強化された。

半導体製造に関する輸出管理強化

今般のEAR改正では、半導体製造に関連する3つの側面で輸出管理が強化された。

ECCN 3B090の追加

半導体製造関連エンドユーザ管理

U.S. personの活動管理

ECCN 3B090等の追加

【ポイント】

- 特定の半導体製造装置、関連ソフトウェアおよび技術の中国向け輸出、再輸出、移転の管理をするために、ECCN 3B090 が新設され、特定の半導体製造装置および、それら装置用に「特別に設計」された「パーツ」、「コンポーネント」、「付属品」などが管理対象に指定された。

半導体製造に関連する輸出管理強化 ECCN 3B090 の新設

ECCN 3B090の新設

特定の半導体製造装置等(及びそれら装置等のための特別なソフトウェアおよび技術)の中国向け輸出、再輸出、移転の管理をするために、以下の新たな輸出管理分類番号(ECCN)が追加された。

3B090 3B001で規制されていない半導体製造装置および、それら装置用に「特別に設計(specially designed)」された「パーツ(parts)」、「コンポーネント(components)」、および「付属品(accessories)」

管理の理由は「地域安定(RS)」のため。

中国向けの輸出、再輸出、国内移転には、BISの事前許可が必要。

半導体製造装置等に関する輸出管理強化 ECCN 3B090 の新設 (続き)

これに伴い、以下の既存の半導体製造装置に関するソフトウェア及び技術の管理に関するECCNが改正された。

- 3D001 “Software” “specifically designed” for the “development” or “production” of commodities controlled by 3A001.b to 3A002.h, 3A090, or 3B (except 3B991 and 3B992).
- 3E001 “Technology” according to the General Technology Note for the “development” or “production” of commodities controlled by 3A (except 3A980, 3A981, 3A991, 3A992, or 3A999), 3B (except 3B991 or 3B992) or 3C (except 3C992)

半導体製造エンドユース管理

【ポイント】

EAR対象品目が中国内の半導体製造施設で特定の集積回路の「開発」または「生産」に用いられる場合のエンドユース管理

- 半導体製造等に関連し新たに定められたエンドユース規定では、特定の対象品目・製品を輸出、再輸出、または同一国内で移転をしようとする者が、対象品目を輸出、再輸出、移転をする時点において、当該対象品目が特定の半導体製造に関連する特定のエンドユースに用いられると「承知している(have knowledge)」場合には、BISの事前許可を得ることが義務付けられた。(実質的に禁止となった。)

半導体製造に関連する輸出管理強化

半導体製造(semiconductor manufacturing)エンドユース管理

- EAR対象品目が中国内の半導体製造施設で特定の集積回路の「開発」または「生産」に用いられる場合のエンドユース管理
- 半導体製造等に関連し新たに定められたエンドユース規定(15 CFR 744.23)では、
特定の対象品目・製品(後述(1))を輸出、再輸出、または同一国内で移転をしようとする者が、対象品目を輸出、再輸出、移転をする時点において、

当該対象品目が特定の半導体製造に関連するエンドユース(後述(2))に用いられると「承知している(have knowledge)」場合には、

BISの事前許可を得ることが義務付けられた。

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(1) 対象となる製品の範囲 (product scope)

- (i) EAR対象の集積回路(IC)であって、ECCN 3A001、3A991、4A994、5A002、5A004、もしくは、5A992のいずれかに該当するものであり、当該品目が下記の(2)(i) もしくは (ii)のエンドユースに使用されることを承知している場合、または、
- (ii) EAR対象のコンピュータ、「電子組立品(electronic assembly)」、「構成部分(component)」であって、4A003、4A004、4A994、5A002、5A004、もしくは 5A992のいずれかに該当するものであり、該当品目が下記の(2)(i) もしくは (ii)のエンドユースに使用されることを承知している場合、または、

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(1) 対象となる製品の範囲 (product scope)(続き)

- (iii) EAR対象の何らかの品目であって、当該品目が下記の(2)(iii)(A)~(C)のいずれかのエンドユースに使用されることを承知している場合、または、
- (iv) EAR対象の品目であって、カテゴリー3 (electronics)に属する品目で製品グループB (Test, inspection, production)、C (materials)、D (software)、もしくはE (technology)に分類されるものであり、当該品目が下記の(2)(iv)のエンドユースに使用されることを承知している場合、または、
- (v) EAR対象のいずれかの品目であって、当該品目が下記の(2)(v)のエンドユースに使用されることを承知している場合。

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(2) 管理対象となるエンドユースの範囲(end use scope)

- (i) 中国国内にある、もしくは、中国を仕向地とする、「スーパーコンピューター」の「開発(development)」、「生産(production)」、「使用(use)」、操作(operation)、設置(installation)(現場での設置を含む)、保守(maintenance)(点検(checking)を含む、修理、オーバーホール、もしくは、改装(refurbishing)、または、
- (ii) 中国国内にある、もしくは、中国を仕向地とする、「スーパーコンピューター」の中への組み込み、もしくは、そのような「スーパーコンピューター」の中で使用される何らかの「構成部品(component)」もしくは「装置(equipment)」の「開発」もしくは「生産」、または、

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(2) 規制対象となるエンドユースの範囲(end use scope)(続き)

(iii) 以下の(A)~(C)いずれかの基準を満たす集積回路を組み立てる中国国内の半導体組み立て「施設(facility)」での集積回路の「開発」もしくは「生産」:

(A) 非プラナー型トランジスター設計もしくは「生産」技術ノード pf 16/14 ナノメートル以下を用いたロジック集積回路 [Logic integrated circuits using a non-planar transistor architecture or with a “production” technology node pf 16/14 nanometers or less];または、

* 「施設(facilities)」 A building or outdoor area in which people use an item that is built, installed, produced, or developed for a particular purpose. 15 CFR 772.1.

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(2) 規制対象となるエンドユースの範囲(end use scope)(続き)

- (B) 128層またはそれ以上のNOT AND (NAND) メモリー集積回路 [NOT AND (NAND) memory integrated circuits with 128 layers or more]; または、
- (C) 18ナノメートル-halfピッチ以下の「生産」技術ノードを使用するDRAM集積回路 [Dynamic random-access memory (DRAM) integrated circuits using a “production” technology node of 18 nanometer half-pitch or less];

半導体製造に関する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

(2) 規制対象となるエンドユースの範囲(end use scope)(続き)

- (iv) 集積回路を組み立てる中国国内の何れかの半導体組み立て「施設 (facility)」での集積回路の「開発」もしくは「生産」用ではあるが、そのような半導体組み立て「施設」が上記(2)(iii)(A)～(C)の基準を満たす集積回路を組み立てているのか否か承知していない場合、または
- (v) ECCN 3B001、3B002、3B090、3B611、3B991、もしくは3B992で特定されているいずれかの「部品(parts)」、「構成部品(components)」、もしくは「装置(equipment)」の中国国内での「開発」もしくは「生産」。

半導体製造に関連する輸出管理強化 半導体製造エンドユース管理 (続き)

- 改正されたEARでは、上記に加え、BISは、特定のエンドユーザー向けの特定の輸出、再輸出、または、移転には、事前許可が必要であるとの通知を、特定の者に限定して(非公開で)通知したり、あるいは、EAR改正の形で官報公告をすることがある旨規定している。15 CFR 744.23(b).
- 個別通知レター (Is informed letter)
- 官報公告 (Federal Register)

半導体製造エンドユースに関する許可 (license) 申請の扱い

【ポイント】

- 半導体製造エンドユースで管理対象となる取引に関する許可申請は、一般に却下される。
- ただし、中国国内の半導体組み立て施設での先端ICの「開発」もしくは「生産」]に該当する輸出、再輸出、国内移転については、中国国内のエンドユーザーの本拠地が米国内にある場合、または、(日本を含む特定の国にある場合には、ケースバイケースで、許可の適否が検討される。

半導体製造に関連する輸出管理強化

半導体製造エンドユースに関する許可 (license) 申請の扱い

- 許可申請を行った場合、BISは、原則として不許可の対応をする(presumption of denial)。15 CFR 744.23(d).
- ただし、上記(2)(iii) [中国国内の半導体組み立て施設での先進集積回路の「開発」もしくは「生産」]に該当する輸出、再輸出、国内移転については、中国国内のエンドユーザーの本拠地が米国内にある場合(headquartered in the U.S.)、または、国別グループA:5 またはA:6に属する国内にある場合には、具体的案件に関連する事実関係を踏まえ、ケースバイケースで、許可の適否が検討される。(日本は、国別グループA:5 に含まれる。)
- 輸出者、再輸出者、移転者は、Know Your Customer (KYC) ガイダンス に従って、取引の内容をチェックすることが求められている。Supplement No. 3 to Part 732. <https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-732/appendix-Supplement%20No.%203%20to%20Part%20732>

「U.S. person」の活動管理

【ポイント】

- 「U.S. person」は、中国国内での先端半導体、半導体製造装置等の「開発」もしくは「製造」等への「支援」活動に関与することが禁止された。
- このような「支援」活動の中には、EAR非対象品目に係る役務を提供することも含まれる。
- 許可申請は、原則として不許可となるが、特定の「支援」に関連し、中国国内のエンドユーザーの本拠地が米国内にある場合、または特定の(日本を含む)その他の国内にある場合には、ケースバイケースで、許可の適否が検討される。

半導体製造・施設等に関する輸出管理強化 「U.S. person」の活動管理(一般)

- EARでは、「U.S. person」が、BISから事前許可を得ずに、核爆発装置、ミサイル、生物・化学兵器、化学兵器先駆体(chemical weapons precursors)生産工場などの開発、生産を「支援(support)」したり、中国やロシアを含む特定国内で軍事諜報エンドユースもしくは軍事諜報エンドユーザーを「支援」することが一般に禁止されている。15 CFR 744.6.
- 上記の「支援」禁止は、EAR対象外品目を扱う場合にも適用される。
- 「U.S. person」とは、米国籍もしくは米国永住権を有する個人、米国内の法令に基づき設立された法人(その米国外の支店を含む)、米国内に居る者が含まれる。15 CFR 772.1.

半導体製造・施設に関連する輸出管理強化

「U.S. person」の先端半導体等に関する「支援」活動管理

- 今回のEAR改正では、この規定内容を拡充させ、「U.S. person」が、BISから事前許可を得ずに、EARで追加的に列挙された先端半導体等の開発、製造、販売等に関連する9項目の何れかに該当する活動をする事は、大量破壊兵器関連の使用の「支援」となり得るとして、原則として禁止となった。15 CFR 744.6(c).
- 9項目の中には、以下の規定も含まれている。

下記の(A)～(C)いずれかの基準を満たす集積回路を組み立てる中国国内の半導体組み立て「施設(facility)」での集積回路の「開発」もしくは「生産」のために用いられることを承知しつつ、**EAR対象外**の品目(items not subject to the EAR)を中国向けに、もしくは、中国国内で出荷、転送、移転することが禁止される。

半導体製造・施設に関する輸出管理強化 「U.S. person」の活動管理 (続き)

- (A) 非プラナー型トランジスタ設計もしくは「生産」技術ノード pf 16/14 ナノメートル以下を用いたロジック集積回路 [Logic integrated circuits using a non-planar transistor architecture or with a “production” technology node pf 16/14 nanometers or less]; または、
- (B) 128層またはそれ以上のNOT AND (NAND) メモリー集積回路 [NOT AND (NAND) memory integrated circuits with 128 layers or more]; または
- (C) 18ナノメートルーフピッチ以下の「生産」技術ノードを使用するDRAM集積回路 [Dynamic random-access memory (DRAM) integrated circuits using a “production” technology node of 18 nanometer half-pitch or less];

半導体製造・施設に関する輸出管理強化 「U.S. person」の活動管理(続き)

- ライセンス申請を行った場合、BISは、原則として不許可の対応をするとされている(presumption of denial)。15 CFR 744.6(e).
- ただし、上記の9項目に該当し得る「支援」に関連し、中国国内のエンドユーザーの本拠地が米国内にある場合(headquartered in the U.S.)、または、国別グループA:5 またはA:6に属する国内にある場合には、具体的案件に関連する事実関係を踏まえ、ケースバイケースで、許可の適否が検討される。日本は、国別グループA:5 に含まれる。15 CFR 744.6(e)(3).

未検証者リスト(UVL)の改正および Entity List掲載要件の明確化

【ポイント】

- EAR対象品目の輸出先のエンドユーザーやエンドユースが確認されなかった者を掲載している未検証者リストUnverified List (UVL)向けの輸出、再輸出、移転については、一般に「許可例外」条項が適用できないため、輸出許可申請の必要性が高い。
- 今回の改正の一環として、31の中国内の組織がUVLに追加された。
- UVLに掲載された者のエンドユーザー、エンドユースをチェックするための調査活動に、ホスト国政府の協力が得られない場合には、UVL掲載者がEntity Listに掲載され得る旨の規定が明記された。

未検証者リスト Unverified List (UVL)の改正および Entity List掲載要件の明確化

UVLとEntity Listの違い

- UVLはエンドユースやエンドユーザーが検証されなかった者(法人、個人)のリストであって、特定のEAR対象品目を輸出、再輸出、移転する場合には、(許可例外が適用されないなど)様々な追加条件が付されるが、EAR対象品目すべてにつき、事前許可が必要となるわけではない。
- Entity Listは、米国の安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与している、または、そのリスクがあると合理的に判断された者のリスト。
- Entity List掲載者向けのEAR対象品目の輸出、再輸出、移転等には、BISの事前許可(license)が必要。
- Entity List掲載者の一部には、「EAR対象品目」の範囲を拡大する外国直接生産(FDP)ルール(Footnote 1、Footnote 4)が適用される。

未検証者リスト Unverified List (UVL)の改正および Entity List掲載要件の明確化

- 「未検証リスト (Unverified List: UVL)」とは、EAR対象品目の輸出先のエンドユーザーやエンドユースが何らかの事情で確認されなかった者を掲載したリストで、EARの一部となっている。
- UVLに掲載されている組織に対してEAR対象品目を輸出、再輸出、移転を行うにあたっては、「許可例外」を適用することが認められない。
- UVLに対するEAR対象品目の輸出、再輸出、国内移転に際して、輸出者、再輸出者、もしくは移転者が事前許可を取得することが義務付けられていない場合、当該取引をしようとする者は、UVL掲載者から、UVLステートメントを取得し、それを保存することが義務付けられる。

未検証者リスト Unverified List (UVL)の改正および Entity List掲載要件の明確化

- UVLに掲載されている者向けにEAR対象品目である有体物(tangible item)を輸出しようとする者は、Automated Export System (AES)に電子輸出情報(Electronic Export Information)を提出することが義務付けられている。
- 今回のEAR改正の一環として、UVLに新たに31の組織が追加された。(すべて中国国内に所在する組織。)
- 同時に、中国国内に所在する9の組織については、エンドユーザやエンドユーザーが検証されたことを理由に、UVLから削除された。
- さらに、UVLに掲載された者(個人、団体等)のエンドユーザー、エンドユーザをチェックするための調査活動に、ホスト国 (UVLに掲載されている者が所在する国)の政府の協力が得られない場合には、当該UVL掲載者はEntity Listに掲載され得る旨の説明が追加された。

V. EAR違反に対する罰則等

EAR違反に対する罰則等

罰則 (各違反行為、取引一件ごとに適用)

- 民事行政罰: 30万ドル、対象取引額の2倍、もしくは、何れか高額の方
- 刑事罰: 100万ドル以下の罰金、20年以下の禁固刑、もしくは併科。
- 共謀、未遂、違反行為をさせる(もたらす)こと(cause violation)も禁止され、民事・行政罰の対象となる。
- 輸出特権のはく奪 (Denial of export privilege)
- Denied Persons Listへの掲載
- 違反物件の没収
- Entity Listへの掲載

その他: レピュテーションへの悪影響、風評被害、ビジネスへの影響

一般禁止規定10 (General Prohibition 10)

- 特定のEAR対象品目[に関する取引等]が、EARに違反したもの、または、違反するもの、であることを承知しつつ(with knowledge)、当該EAR対象品目に関連する如何なる取引をも行ってはならない。15 C.F.R. §736.2(b)(1).
- 「承知している」(knowledge) §772.1.
 - 実際に特定の事実を認知している場合のみならず、特定の事象が将来高い確率で発生するとの認識がある場合も含まれる。
 - 事実関係を無視しようとしたり、事実関係の確認を意図的に避けようとした場合、上記の認識があったものと推定される。
- 実質的に、教唆、ほう助、その他の支援活動を包括的に禁止しようとするもの。
- EAR対象品目の購入、販売、再販、リース、保守サービス、輸送、保険、保存、融資、再輸出、処分、等の業務に関与する場合にも適用され得る。

VI. EAR遵守対策

EAR遵守対策

【ポイント】

EAR遵守のためには、先ず、組織内の体制・規則を見直し、整備をする必要あり。

各取引の対象となっている品目が、「EAR対象品目」であるか否かを確認し、対象品目である場合には、そのECCNを確認する。

さらに、取引の当事者、その他取引に関与している者、品目の仕向け地、エンドユース、エンドユーザーを確認し、BISの事前許可の要否を判断。

関連取引の記録とともに、上記確認の記録も少なくとも5年間は保存しておく。

EAR遵守のためのチェック項目

1. 遵守体制の整備
2. 遵守規則、マニュアルの作成
3. EAR対象品目のチェック

自社が関与する製品(貨物、ソフトウェア、技術、サービス)の中の「EAR対象品目」の全体像を洗い出し、記録、アップデート等。

EAR遵守のためのチェック項目

3. EAR対象品目のチェック(続き)

- a. EAR対象品目か否かの確認
- b. 対象品目である場合ECCNの特定
管理番号確認申請(Classification Request) 15 CFR 748.3(b).
- c. BISの見解の確認
公式見解申請(Request for Advisory Opinion) 15 CFR 748.3(c).
- d. 許可申請(Application for a License) 15 CFR 748.4.

EAR遵守のためのチェック項目 (続き)

4. 顧客のチェック

5. 用途のチェック

6. 社内外の人材チェック

社内外の関係者(取締役、役員、被雇用者、派遣社員、業務委託先等に)U.S. personや外国籍保有者がどの程度含まれているか、等。

7. 有事の際の体制整備

VII. Q&A、意見交換

參考資料

参考資料

米輸出管理規則(EAR)2022年10月7日改正の官報公告(10月13日付)

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21714.pdf>

米商務省産業安全保障局(BIS)各種公表資料

<https://www.bis.doc.gov/index.php/about-bis/newsroom/2082>

米国輸出管理改革法及び輸出管理規則(EAR)全般に関する解説資料

「厳格化する米国の輸出管理法令」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/b83139a6b2a40b02/20190012.pdf

「続・厳格化する米国の輸出管理法令 留意点と対策」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf

ご注意:

本資料は情報提供のみを目的として用意されたもので、法的なアドバイスを提供するものではありません。本資料は当方が一般に信頼し得ると判断した各種データや2022年11月30日現在の情報に基づき作成されたもので、その正確性、確実性を保証するものではありません。特に2022年11月30日以降の動きを反映したものではありませんのでご留意願います。本資料のご利用に際しては、ご自身のご判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。本資料に含まれている見解等は伊藤嘉秀個人のものであって、Mayer Brown 法律事務所の見解を示すものではありません。